

## 契約前に確認を！

消費生活センター  
☎ 443・9078

最近、男性向けの脱毛エステに関するトラブルが増加しています。

### 事例

インターネット広告に「通い放題で月々〇〇〇〇円」などと書かれていたので、1年間通い放題で、約20万円のコースをクレジット分割払いで契約した。

半年ほど通ったところで支払いが苦しくなり、解約を申し出たところ「施術回数が決まっただけで、解約しても返金はない」と言われた。

### 契約は慎重に

◇脱毛エステの契約は、期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える場合は、特定商取引法の規制を受け、契約書面を契

約時に交付しなければなりません。

◇契約書を受け取った日から8日間以内であれば、施術に関連して一緒に購入した未使用の化粧品などの消耗品は、クーリング・オフできます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、中途解約ができます。

◇「通い放題」と広告にあっても、契約する前に必ず契約書に書かれた契約期間を確認しましょう。中途解約しても返金されないことがあります。

※ ひとりで抱え込まず、少しでも不安に思ったら、消費生活センターまでご相談ください。